



31教指高第505号
令和元年9月4日

都立高等学校長 } 殿
都立中等教育学校長 }

指導部高等学校教育指導課長

佐藤 聖一

(公印省略)

人権尊重の理念に立った生活指導の在り方について (通知)

各学校においては、人権尊重の理念を十分に認識し、生徒が自らの大切さが認められていることを実感できる教育活動を展開していただいているところです。その上で、生徒の基本的な生活習慣を確立し、学校生活の充実を図るために、頭髪や服装に関する校則を定め、生活指導の充実を図っています。

頭髪指導に当たっては、各学校は、平成29年7月に発出された通知をはじめとして、各年度の通知に基づき、適切な指導を行っていただいているところです。

改めてとなりますが、頭髪などの生活指導を行う際には、生徒一人一人の状況を踏まえ、学校と生徒及び保護者との信頼関係を構築し、丁寧に対応することが必要です。

このことを踏まえ、生徒を指導する際には、下記の事項を踏まえた指導を行うようお願いします。

記

1 生活指導の在り方

- (1) 問題行動に対する指導を含め、全ての教育活動は、生徒の人権の尊重を基本として行うこと。
- (2) 生活指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のより良き発達を目指すとともに、学校生活が全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指して行うこと。
- (3) 生活指導を行う際には、校則を機械的に運用することなく、校長の権限と責任のもとで、一人一人の生徒の問題行動の背景や反省の状況に応じて適切に指導すること。

2 頭髪に関する指導について

各学校においては、平成31年4月3日付教指高第18号「頭髪に関わる指導の在り方について (通知)」に基づき、引き続き、次の2点を確認し、指導を行うように確認ください。

- (1) 生来の頭髪を一律に黒染めするような指導は行わないこと。
- (2) 校長が、保護者から生徒の髪が生来のものであることを書面により届出を求める場合は、事実誤認による指導を未然に防ぐ趣旨と、届出の提出は任意であることを、生徒及び保護者に明確に伝えること。

〔担当〕

指導部主任指導主事 井上 隆

指導部高等学校教育指導課統括指導主事 久保田哲司

指導部高等学校教育指導課指導主事 山本 進一

電話 03(5320)6845